

デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について

令和6年3月
産業保安グループ 製品安全課

令和3年11月、デジタル改革、規制緩和、行政改革に係る横断的課題を一体的に検討し実行することにより、国や地方の制度・システム等の構造改革を早急に進め、個人や事業者が新たな付加価値を創出しやすい社会とすることを目的としてデジタル臨時行政調査会（会長：内閣総理大臣。以下「調査会」という。）が発足しました。

令和4年6月、調査会は、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を策定し、7項目のアナログ規制（目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制）等に関する法令約1万条項について、点検・見直しを行うこととし、同年12月にはこれら規制等に係る法令の見直しに向けた工程表、令和5年5月には告示等の見直し方針が策定されました。

これを受けて、当課所管法令関係の別紙の各項目の取扱いについて、下記のとおり整理しました。

<参考>デジタル臨時行政調査会の取組

<https://www.digital.go.jp/policies/digital-extraordinary-administrative-research-committee/>

記

（1）「目視規制」について

別紙に掲げる当課所管法令における立入検査等（No. 636にあつては、液化石油ガス器具等の製造、輸入又は販売の事業を行う者に係るものに限る。）については、これらの条項の規定上、オンライン会議システムの活用等デジタル技術の活用を妨げるものではない。

なお、立入検査等の実施者は、立入検査等の目的等を考慮した上で実施方法を判断されたい。

（2）「往訪閲覧」について

別紙に掲げる当課所管法令における意見聴取会の調書、財務諸表等の閲覧については、オンライン上で行うことを基本とすることを推奨する。

別紙

7項目のアナログ規制 点検対象条項の一覧表
(当課所管法令関係抜粋)

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直後 Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在 Phaseが2又は3の条項 は、見直しを要さずともデ ジタル原則適合性が確保で きていることを確認済	見直し完 了時期	工程表	見直しの概要
新規	254	消費生活用製品安全法	経済産業省	第24条	国内登録検査機関の財務諸表等の閲覧等	往訪問覧	2-3① 2-3③	3-3	要	令和5年度10月～3月	閲覧縦覧-共通5	告示、通知・通達等の発出又は改正
新規	255	消費生活用製品安全法	経済産業省	第30条第2項	外国登録検査機関の財務諸表等の閲覧等	往訪問覧	2-3① 2-3③	3-3	要	令和5年度10月～3月	閲覧縦覧-共通5	告示、通知・通達等の発出又は改正
新規	257	電気用品安全法	経済産業省	第37条	国内登録検査機関の財務諸表等の閲覧等	往訪問覧	2-3① 2-3③	3-3	要	令和5年度10月～3月	閲覧縦覧-共通5	告示、通知・通達等の発出又は改正
新規	258	電気用品安全法	経済産業省	第42条の3第2項	国内外国登録検査機関の財務諸表等の閲覧等	往訪問覧	2-3① 2-3③	3-3	要	令和5年度10月～3月	閲覧縦覧-共通5	告示、通知・通達等の発出又は改正
別表1	283	電気用品安全法施行規則	経済産業省	第44条	意見聴取会の調査の閲覧	往訪問覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和5年度10月～3月	閲覧縦覧-共通5	告示、通知・通達等の発出又は改正
別表1	286	ガス事業法	経済産業省	第153条第2項	国内登録検査機関の財務諸表等の閲覧	往訪問覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和5年度10月～3月	閲覧縦覧-共通5	告示、通知・通達等の発出又は改正
別表1	287	ガス事業法	経済産業省	第155条第2項	外国登録検査機関の財務諸表等の閲覧	往訪問覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和5年度10月～3月	閲覧縦覧-共通5	告示、通知・通達等の発出又は改正
別表1	288	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	経済産業省	第58条の2第2項	国内登録検査機関の財務諸表等の閲覧	往訪問覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和5年度10月～3月	閲覧縦覧-共通5	告示、通知・通達等の発出又は改正
別表1	289	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	経済産業省	第63条第2項	外国登録検査機関の財務諸表等の閲覧	往訪問覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和5年度10月～3月	閲覧縦覧-共通5	告示、通知・通達等の発出又は改正

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直後 Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在 Phaseが2又は3の条項 は、見直しを要さずともデ ジタル原則適合性が確保で きていることを確認済	見直し完 了時期	工程表	見直しの概要
新規	636	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	経済産業省	第83条第1項	立入検査等の方法について	目視規制	1-①	2	要	令和5年度10月～3月	目視-共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正
新規	640	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	経済産業省	第83条第5項	立入検査等の方法について	目視規制	1-①	2	要	令和5年度10月～3月	目視-共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正
新規	643	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	経済産業省	第83条第8項	立入検査等の方法について	目視規制	1-①	2	要	令和5年度10月～3月	目視-共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正
新規	682	消費生活用製品安全法	経済産業省	第41条第1項	主管省庁による立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和5年度10月～3月	目視-共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正
新規	683	消費生活用製品安全法	経済産業省	第41条第2項	主管省庁による立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和5年度10月～3月	目視-共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正
新規	687	電気用品安全法	経済産業省	第46条第1項	立入検査等の方法について	目視規制	1-①	2	要	令和5年度10月～3月	目視-共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正
新規	688	電気用品安全法	経済産業省	第46条第2項	立入検査等の方法について	目視規制	1-①	2	要	令和5年度10月～3月	目視-共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正
新規	689	電気用品安全法	経済産業省	第46条第3項	立入検査等の方法について	目視規制	1-①	2	要	令和5年度10月～3月	目視-共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正
新規	1105	家庭用品品質表示法	消費者庁 経済産業省	第19条第1項	報告及び立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和4年度1月～3月	目視-共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正
新規	1107	消費生活用製品安全法	消費者庁 経済産業省	第41条第4項	主管省庁による立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和5年度10月～3月	目視-共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正